

「Scaling-up Climate Finance for and in Developing Countries」 傍聴報告

2018年8月8日

一般社団法人海外環境協力センター (OECC)

2018年4月30日～5月17日にドイツ・ボンで開催された国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第48回補助機関会合 (SB48) において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。以下、敬称略。

- タイトル：途上国のための途上国における気候変動ファイナンスの規模拡大 (“Scaling-up Climate Finance for and in Developing Countries”)
- 日時：2018年5月7日 (月) 11:30 - 13:00
- 主催：エネルギー資源研究所 (TERI)
- 会場：Bonn, World Conference Center Bonn (ドイツ・ボン)
- 司会：Swati Agarwal (TERI)

概要

- 市場主導と政策・規制主導のアプローチを組み合わせた多面的な戦略は大規模な気候変動ファイナンスの動員へとつながるとの提起がなされた。また、気候変動ファイナンスにおいては、公共・民間の協力及び革新的な金融商品の活用が重要な役割を果たすとの発表がなされた。

発表内容

1. Swati Agarwal (TERI)

- インドはグリーンボンド市場に参画しており、その規模は拡大している。インド政府はグリーンボンド発行に係る国内ガイドラインを整備した。インド国内でグリーンボンド市場を加速するには、再生可能エネルギーへの投資フローが課題となる。TERIはグリーンボンドの影響評価のための格付として「グリーン+」を策定中である。
- 民間の銀行は、資金のオプションを広げるため、農業へのローンと太陽光ポンプへのローンを組み合わせたセットを考察中である。

2. E.T. Kurniawaty (インドネシア環境森林省)

- 森林分野へのインドネシア国家予算の割当は減少しており、2010年には1億米ドルであったのが2015年には4,670米ドルにまで下がった。省庁へ割り当てられる予算は2種類あり、①気候変動対策への特別予算は5,000億ルピア (約3,459万9,600米ドル相当¹) ; ②地域レベルの村落の開発のための村落基金は充分でないが、他省庁との協働

¹ 100万ルピアあたり69米ドル (2018年8月8日時点の換算レート)

や、地方政府の気候変動対策に係る能力向上のためのプラットフォームの開発を検討中である。脆弱な地域及び排出が見込まれる地域を特定し、村落省に割当の勧告をしたところである。

- 2018年2月にインドネシアはエネルギー案件等の緩和・適応策を対象にグリーンボンド「Green Sukuk」を12億5,000万米ドル発行した。エネルギー部門は投資を誘引しやすいが、森林部門は社会的及び地域的問題ゆえにGHG算定の不確実性が高い。
- 世界銀行及びノルウェーの出資により、公共サービス機関（BLU）を通じて環境保証基金、汚染基金、保全無償基金を運営する計画である。

3. E.M. Konstantinidis（アルゼンチン環境天然資源基金：FARN）

- ブエノスアイレスは停電が多く、再生可能エネルギー法により2025年までに国全体の20%の電力を再生可能エネルギーとする計画である。これまでに入札された案件で最も大規模なのは風力であるが、水力、太陽光等すべて対象になる。バイオマスは価格が高すぎるため、これまであまり成功していない。
- 民間企業による長期投資を促すため、入札時に投資家への追加的な保証として世界銀行や緑の気候基金（GCF）案件から1億3,000万米ドルを予定しているが、多くは保証を必要とせず、2017年に保証金の要請があったのは投資額の17%にすぎない。
- 民間の銀行は、グリーンボンドの発行により案件を資金支援しようと意欲的である。

4. Akash Deep（TERI）

- インドの排出量は世界で4番目に多い。国全体の排出量の13%を建築・製造部門が占めるため、電力・エネルギーによる排出量は世界最多である。
- 2007年より新エネルギー・再生可能エネルギー省が推進するグリーンビル格付け制度（GRIHA）により、インド政府の建築物は3つ星以上であることが義務づけられている。GRIHAの格付けに応じて、デベロッパーの開発負担量が最大で半額まで免除される。また、グリーンな容積率（FAR）への開発負担金補助・ローンによりデベロッパーを、減税及び助成対象ローンにより使用者、オーナー、テナントを誘引する。
- 環境影響評価アセスメント（EIA）による要求事項の8割がGRIHAと重複するが、GRIHAでは施工、完工、最終監査と3段階の現地監査を実施する。EIAは事前、GRIHAは主に施工後を対象にするという整理である。

（報告者：OECC 小柳 百合子、Fahd Al-Guthmy）

SB48 傍聴報告については以下をご覧ください。

URL : https://www.carbon-markets.go.jp/jp_info/jp_info_event/y_2018/sb48-reports/